

(別添3)

素材生産販売委託事業「事業費」内訳

No.	事業費項目	内訳	勘定科目等
①	組合手数料	各森林組合同規約で定められている森林組合手数料のこと。 市場売上額から市場経費控除後の金額又は製材工場の買取金額に、各森林組合同規約に定めている手数料率を乗じて計算する。	林産手数料
②	労務費	立木の伐採、造材及び出材に係る森林組合の作業班員(森林組合の現場従業員)に支払う賃金のこと。 山林所有者の現場ごとの作業日報に基づいて計算する。	林産立替金で支出し、木材の受託販売代金と相殺する。
③	労災保険等	上記労務費に対する政府労災保険料及び社会保険料のこと。	林産立替金で支出し、木材の受託販売代金と相殺する。
④	運賃	出材された材木を山土場から木材市場まで運ぶための運賃のこと。 森林組合で運送する場合と、専門の運送業者(外部)に森林組合が外注を行う場合とがある。	森林組合で運送する場合は、利用料(収入科目)、外注の場合は林産立替金で支出し、受託販売代金から相殺する。
⑤	資材費	ワイヤーロープなど出材に要する資材費用、集材機など森林組合が所有する機械の利用料が含まれる。 ワイヤー損料、機械使用料は、規約で定める。	利用料
⑥	雑費	チェーンソー、集材機等の燃料代(実費)及び当該事業に係る消耗品等の購入費のこと。	林産立替金で支出し、木材の受託販売代金から相殺する。
⑦	林道利用料	林道管理を行っている森林組合又は林道管理組合に対して、出材、運材のための林道利用料として、現場ごとに支出する。	林産立替金で支出し、木材の受託販売代金から相殺する。
	その他	上記①～⑥について、消費税を上乗せして徴収している。	